

# 入会のご案内

一般社団法人横浜市電設協会

## 1 当協会の目的

当協会は、電気工事に関する技術の向上及び電気工事業の経営の合理化のための調査研究、研修会等の開催安全管理指導並びに電気工事に関する普及啓発のための情報提供等を行うことにより、快適な都市生活を実現する上で重要な機能を担う電気設備の質的向上を通じて電気工事業の振興を図り、もって横浜市民の生活の安定と福祉の向上に寄与し、併せて会員相互の支援、交流、連絡等により会員に共通する利益を図ることを目的としています。（定款第3条）

## 2 会員の種類

会員は、次の2種があり、正会員は総会において議決権を有します。

- (1) 正会員 建設業法第3条第1項の規定に基づき電気工事に係る建設業の許可を受けた個人又は法人で横浜市内に本店を有し、この法人の目的に賛同した方。
- (2) 賛助会員 電設資材等の製造若しくは販売を行っている個人、法人又は団体で、この法人の目的に賛同し、事業に協力する方。（定款第5条）

## 3 入会の手続き

入会手続きは、①加入申込書、②加入申込書に記載の添付書類及び③推薦会員2名（5項参照）の記名押印のうえ事務局に提出し、理事会の承認を得て入会が決定します。（定款第6条）

## 4 入会金及び会費

入会金及び会費は次の通りです。（平成25年3月の通常総会1号議案）

- (1) 入会金 100,000円
- (2) 正会員の会費

経営事項審査結果の総合評定値（P）を基準とします。また、会員個別の会費は、横浜市公表の格付工種有資格者一覧の当該年度当初版の客観点を基に算定します。

等級	経審評定値(P)	会費(月会費 円)
1	589迄	5,000
2	590以上 659迄	7,000
3	660以上 729迄	10,000
4	730以上 799迄	15,000
5	800以上 869迄	20,000
6	870以上 939迄	25,000
7	940以上	30,000

- (3) 賛助会員の会費 月額10,000円

（注1）「入会金」は入会時に納入して頂きます。「入会金」及び「会費」につきましては退会時の返還はありません。

（注2）「会費」は、上期と下期の2回に分けて納入して頂きます。（4月1日と10月1日）

（注3）経営事項審査を取得していない方は、個別に事務局と協議の上決定します。

## 5 入会申込書の記入について

- 1 担当者氏名とは、当協会との窓口を担当して頂く方の氏名を記載して下さい。
- 2 推薦会員は、当協会の正会員2社の代表者をお願いして下さい。また、うち1名は理事が属する会社の代表者にして下さい。

## 6 入会申込書の提出

入会申込書一式は、当協会事務局にご提出下さい。また、不明な点がありましたら何なりとご相談下さい。  
（一社）横浜市電設協会事務局 〒231-0023 横浜市中区山下町195番地 ラ・トゥール・クォーフアン4階  
電話 045-664-6684 FAX 045-664-9279